

「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第二条第二項の物質を定める政令の一部を改正する政令案」に対して寄せられた御意見について（結果公示）

平成 27 年 4 月 8 日
厚生労働省医薬食品局
審査管理課化学物質安全対策室

平成 26 年 12 月 1 日（月）から平成 26 年 12 月 30 日（火）までの間、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第二条第二項の物質を定める政令の一部を改正する政令案」に関する意見募集を行いましたところ、本政令案に対する御意見を 3 通 3 件いただきました。

いただいた御意見について、本政令案に関する当省の考え方を別添のとおりまとめましたので、公表いたします。

この意見募集に係る政令案は、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第二条第二項の物質を定める政令の一部を改正する政令（平成 27 年政令第 175 号）」として、本日、公布されましたので、お知らせします。

なお、同期間に併せて意見募集を行った「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」に対する御意見については、同省令の公布日までに当省の考え方をまとめ、公表することとしております。

御協力ありがとうございました。

皆様の御協力に厚く御礼申し上げます。

(別添)

御意見の内容	考え方
今回の改正には猶予期間はないのか。	平成 28 年 4 月 1 日を施行期日としており、約 1 年の猶予期間を設定することとしております。
政令の改正の中で「特定芳香族アミンを生ずるアゾ化合物」とありますが、「アゾ化合物」とは 24 種類のアゾ化合物を生じる可能性のある染料に限定され则认为てよいか。あるいは、顔料その他アミンそのものも含まれるのか。	今後公布する予定の有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令において、アゾ化合物を含有する染料が使用されている家庭用品を指定し、アゾ顔料・ポリウレタンは今般の規制対象としないこととしております。
有害物質はアゾ化合物ではなく、特定芳香族アミンではないか。	以下の理由から、有害物質としては、アゾ化合物（化学的変化により容易に次に掲げる物質を生成するものに限る。）として、24 の特定芳香族アミンを列記しました。 ①販売等の時点において家庭用品に含有される物質は「アゾ化合物」であること ②化学的変化により容易に特定芳香族アミンを生成するアゾ化合物を含有する家庭用品の使用により健康に係る被害を生ずるおそれがあること